



いきいき高松まなびプラン

概要

(高松市生涯学習基本計画(原案))

基本計画策定の考え方

本市では、平成7年6月に「高松市生涯学習基本計画」を、平成15年8月に「新高松市生涯学習基本計画(いきいき高松まなびプラン)」を策定し、時代の変化とともに、市民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習環境の整備などの関係施策を推進してきました。

一方、少子・高齢化や高度情報化、国際化などの進展、さらには、近隣6町との合併による人口の増大、市域の拡大、自然や歴史・文化など多様な地域資源を有することとなったほか、地区公民館のコミュニティセンターへの移行など、生涯学習を取り巻く環境も大きく変化しています。

また、国においても、教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」「家庭教育」「学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の条項が盛り込まれるなど、新たな課題への対応が求められています。

このような様々な環境の変化や新たな課題に適切に対応し、市民の生涯学習の一層の充実を図るとともに、その成果を地域や社会で生かすことにより、市民の生きがいと活気あふれる地域社会を創造するため、「いきいき高松まなびプラン (仮称) - 高松市生涯学習基本計画 - 」を策定するものです。

計画の概要

1 計画の性格

第5次高松市総合計画の基本構想を具体化する分野別計画として位置づけ、総合計画との整合性を図りながら、一体的に推進するものとします。

また、今後の本市の生涯学習関係施策・事業を総合的かつ体系的、効果的に推進するための具体的な指針となるものです。

2 計画の対象範囲

生涯学習を総合的に推進するため、学校や社会の中で行われる組織的な学習活動だけでなく、スポーツ活動、文化・芸術活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動など、これらすべての分野を対象範囲とします。

しかしながら、スポーツ、健康づくり、文化・芸術、ボランティア、環境保全等の分野については、別途個別の分野別計画を策定し、施策の推進を図っていますので、この計画においては、生涯学習の側面から捉えたものを対象とします。なお、学校において教育課程として行われる組織的な教育活動については、除くものとします。

3 計画策定の背景

現行の基本計画の残された課題のほか、生涯学習をとりまく環境の変化、市民ニーズの動向の3点を分析し、この計画に反映させることとしています。

4 計画の目標

「学びを広げ、生かす、心豊かな生涯学習社会の創造」を目指し、市民の生涯学習の振興を図ります。

5 計画の期間

平成20年度(2008年)から平成24年度(2012年)までの5年間とします。

計画の基本方針・重点取組事業

計画の目標である「学びを広げ、生かす、心豊かな生涯学習社会の創造」を目指すため、次の4つの基本方針に基づき、体系的、効果的に生涯学習関係施策・事業を推進します。

<基本方針>

1 生涯学習情報の充実

効果的・効率的な学習情報の収集・提供を図るほか、情報化の進展に対応した情報提供に努めるなど、生涯学習における情報化を推進するとともに、情報弱者に対する情報提供の方法に配慮するなど、生涯学習情報の充実に努めます。

2 多様な学習機会の充実

市民が、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果が適切に生かされるよう、家庭や学校、社会での多様な学習機会の充実に努めます。

3 学びの場の充実と活用

生涯学習の拠点施設である生涯学習センターを中核として、コミュニティセンター・公民館など地域の生涯学習拠点施設のほか、既存の生涯学習施設の充実・活用を図るとともに、まちや自然、既存の公共施設等、あらゆる場を生涯学習の場として生かし、学びの場の充実と活用に努めます。

4 社会・地域を担う人づくり

地方分権の進展に伴って、ますます行政と市民との協働が重要性を増す中、今後のまちづくりを担う人づくりを進めるとともに、生涯学習を推進するために必要な人材を養成するなど、社会・地域を担う人づくりに努めます。

<重点取組事業>

本計画では、上記4つの基本方針を踏まえる中で、次の施策については、特に重点取組事業として位置づけ、重点的・横断的に取り組んでいきます。

1 効果的な情報提供の推進

生涯学習に関する情報を収集整理し、市民にわかりやすく提供する体制整備を図るなど、情報化の進展に対応した学習を促進します。

2 家庭の教育力の向上と子どもたちの体験活動の充実

家庭の教育力の向上を図るとともに、学校や放課後・休日における子どもの居場所づくりや、多様な体験活動を促進します。

3 環境学習・健康学習の推進

学習すべき現代的課題として、生涯学習における環境学習・健康学習を推進します。

4 学びの場としてのコミュニティセンターの充実と活用

コミュニティセンターの充実と活用を図るとともに、近隣地域のコミュニティセンターの交流と連携を促進し、市民の身近な学びの場の充実を推進します。

5 学習成果を社会・地域で生かす仕組みづくりの推進

社会や地域が求める人づくりを促進するとともに、学習成果を社会・地域で生かす仕組みづくりを推進します。

計画の推進

最後に、計画の推進として、計画の推進組織や市民の参画、生涯学習関係機関・団体等との連携、生涯学習における交流・連携の促進、計画の進行管理について定めています。

添付資料

別紙 施策体系

施策体系

第1 生涯学習情報の充実	
1 学習情報の提供の充実	(1)情報提供の推進
	(2)学習相談の充実
2 生涯学習における情報化の推進	(1)情報化に対応した学習の推進
	(2)新しい情報メディアの活用
第2 多様な学習機会の充実	
1 家庭の教育力の向上	(1)家庭における基本的な生活習慣習得の支援
	(2)家庭教育学習事業の充実
	(3)家庭教育相談の充実
2 学校における教育の充実	(1)体験活動の充実
	(2)人権教育の推進
	(3)家庭・地域との連携の推進
3 社会における学習機会等の充実	(1)体験活動を始めた青少年の学習機会の充実
	(2)成人の学習機会の充実
	(3)人権教育・啓発の推進
	(4)文化・芸術の振興
	(5)生涯スポーツ・レクリエーションの振興
第3 学びの場の充実と活用	
1 生涯学習センターの充実と活用	(1)生涯学習センターの効果的な活用
	(2)市民参画促進事業の充実
2 コミュニティセンター等の充実と活用	(1)学びの場としての充実と活用
	(2)地域の課題を解決する場としての充実と活用
3 生涯学習施設の充実と活用	(1)生涯学習施設の充実
	(2)生涯学習施設の利用促進
4 あらゆる場所を生かした生涯学習の充実	(1)新たな学びの場の発掘・啓発
	(2)新たな学びの場を生かした学習機会の充実
	(3)既存の公共施設等の生涯学習への有効活用
第4 社会・地域を担う人づくり	
1 社会を担う人づくり	(1)人材育成の推進
	(2)学習成果の活用
	(3)市民団体・グループ等の支援と協働
2 地域を担う人づくり	(1)人材育成の推進
	(2)学習成果の活用
	(3)コミュニティセンターを核とした市民団体・グループ等の支援と協働
3 生涯学習を担う人づくり	(1)人材育成の推進
	(2)学習成果の活用
	(3)市民団体・グループ等の支援と協働